

屋外広告物条例第 11 条に基づく適用除外の特例について

1. バス停留所の上屋に電光表示装置（デジタルサイネージ）を設置することに対する特例制度を適用することについて（YRPセンターバス停留所）

（1）経緯

横須賀リサーチパーク（略称：YRP）は都心からのアクセスも良好な横須賀市南部の郊外に、1997年10月に開設されました。YRPは特に無線通信の研究開発に適した地として、国内でも最大級の電波・情報通信技術を中心としたICT技術の研究開発拠点として、発展してきました。しかし近年では、国内外におけるICT産業構造の変化により最盛期に比べ就業人口は減少しています。

そのような中で、平成30年度から新たに、YRP研究開発推進協会、横須賀市、株式会社横須賀テレコムリサーチパークが中心となって、スマートモビリティ（自動運転、電動カート、ドローン、IoT、AIなど）で地域活性化を図るヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジをスタートしました。

今回設置予定のバス停留所は、電光表示装置（デジタルサイネージ）に加え、次世代高速通信技術である5Gの活用が可能な次世代型で、バス利用者への適時適切な情報発信により、スムーズな運行が可能となることを目指し、同事業の一環として設置するものです。

平成31年1月には事業のデモンストレーションイベントである、ヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジ2019がYRPで開催されることとなりました。そこでは、スマートモビリティに関するシステム、情報、知見、アイデアを一堂に集結させ、新たなイノベーションを創出するきっかけとしております。

主な行事として、公道を使用した先進的なスマートモビリティのデモンストレーション・展示があり、当該バス停留所の電光表示装置（デジタルサイネージ）を使用して、横須賀市のPRやYRPの実績を、またヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジの取組みを周知しようと考えております。

また、イベント終了後においても、当面の間は同じ内容の表示を継続しますが、将来的には、リアルタイムの運行状況などの表示に使用することを予定しています。

（2）現状

当該地域は公的な研究機関や大学の研究室および国内外のリーディング企業が集積する研究開発拠点です。用途地域は準工業地域となっており、屋外広告物規制上は第2種許可地域となっています。

（3）審議の内容

横須賀市屋外広告物条例ではバス停留所の上屋に添加される広告板の設置基準は、表示面積を1面につき2平方メートル以内としています。その際は、国土交通省がバス停留所に広告板を設置する向き等を示した、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第26号）

に基づいたものに限り許可をしています。

また、デジタルサイネージなどの電光表示装置は屋外広告物規制地域の第2種許可地域及び第3種許可地域であれば、道路から離れる距離によって、表示面積に制限を設けた上で設置を認めています。そのため、道路上の設置は認められていません。

本来、道路上にあるバス停留所に電光表示装置を設置することは出来ませんが、YRPと言うICT技術の研究開発拠点にある電光表示装置の広告物は、先進的イメージの向上及び良好な景観の形成に資するため、適用除外の特例として設置の基準を除外して設置することを認めてよろしいか審議をお願いします。なお、設置されるデジタルサイネージの大きさは0.68平方メートルを予定しています。

(4) 補足説明

広告物の設置場所が車道に正対する壁面に設置されていますが、歩道等の有効幅員を確保できない等の場合は、安全策が十分に講じられていれば、特例として認められるとあります。(「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(別紙1-4(2)より))。神奈川県警察と設計者が協議をして許可をもらい、設置位置の安全策は十分に講じられており、特例に該当するかと思われます。

また、車両の運転者への影響を少なくするよう、電光表示装置は静止画で表し、30秒に1回画像を変更するなど、表示方法を検討しております。

2. 適用除外の特例制度

横須賀市屋外広告物条例

(適用除外の特例)

第11条 市長は、広告物等が良好な景観の形成に資すると認めるときは、これらに対して第7条及び第9条の規定の適用を除外することができる。

2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

横須賀市屋外広告物条例施行規則

(適用除外の認定)

第4条 条例第11条第2項の規定による申請は、適用除外認定申請書(第5号様式)によらなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該広告物等の形状、寸法、構造、取付け位置及び色彩に関する仕様書及び図面

(2) 案内図

(3) 所有者又は管理者の承諾書、許可書等(当該広告物等を表示し、又は設置する場所が他人の所有又は管理に属する場合に限る。)

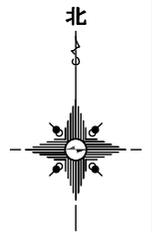
(4) 条例第28条第1項に規定する講習会修了者等の資格を有することを証する書類の写し(特定屋外広告物を表示し、又は設置する場合に限る。)

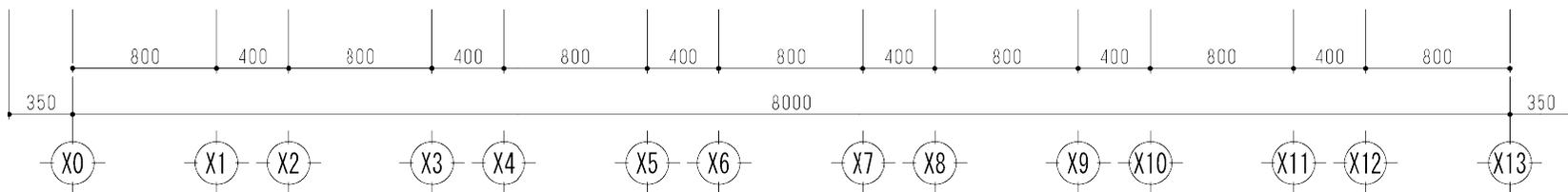
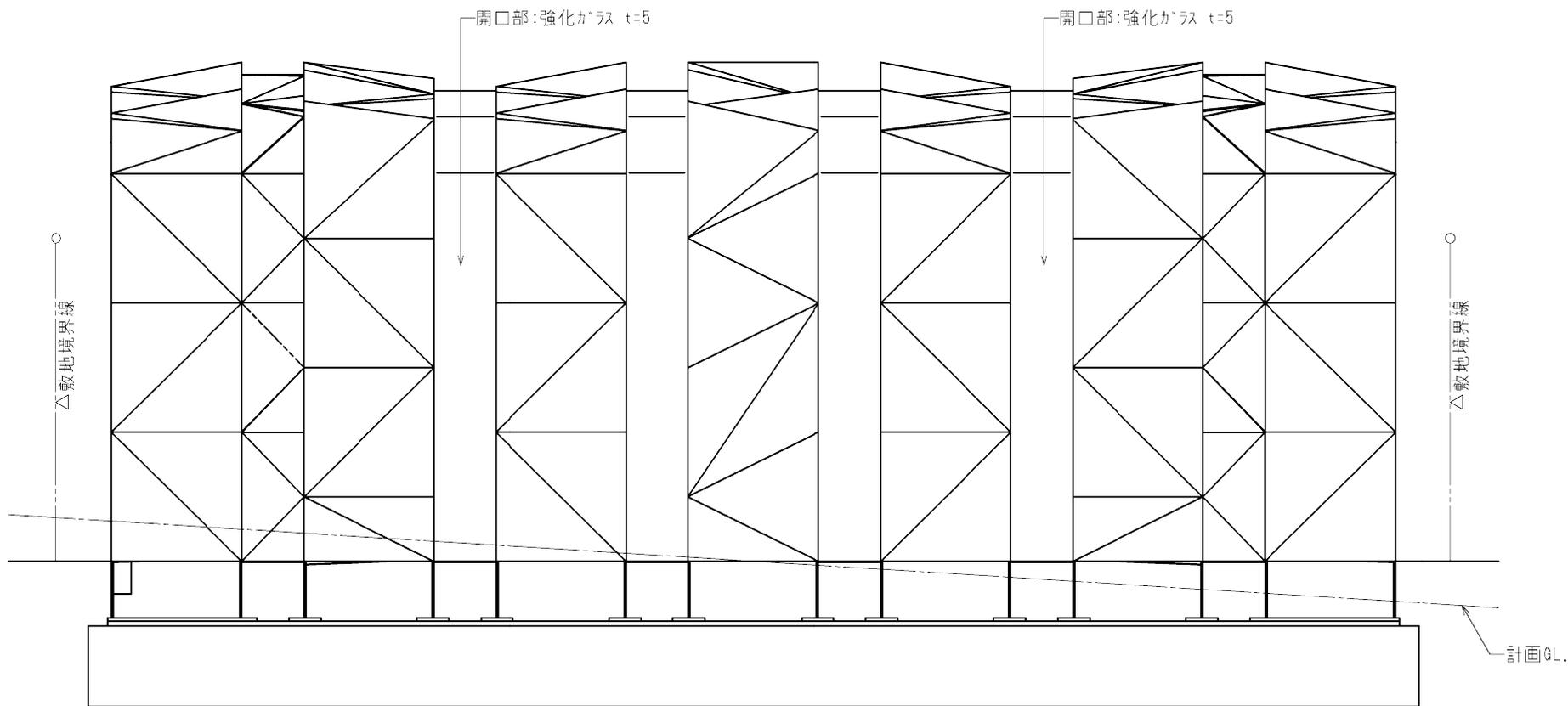
3 市長は、第1項の申請があったときは、審議会に諮問したうえで、速やかに当該認定の適否を決定し、書面により当該決定内容を当該申請者に通知するものとする。

建築概要書

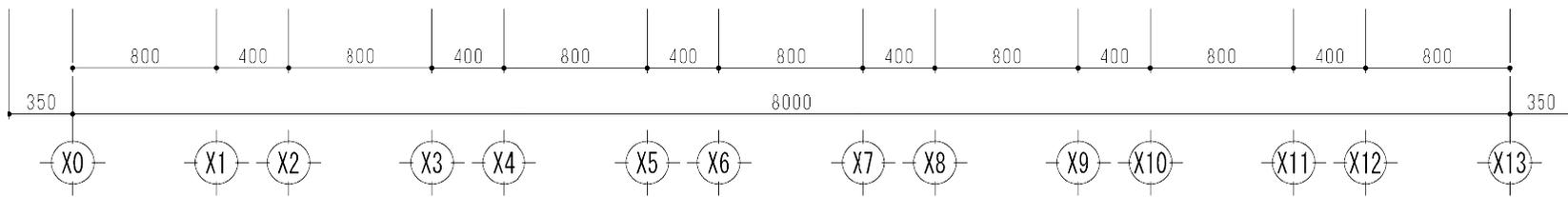
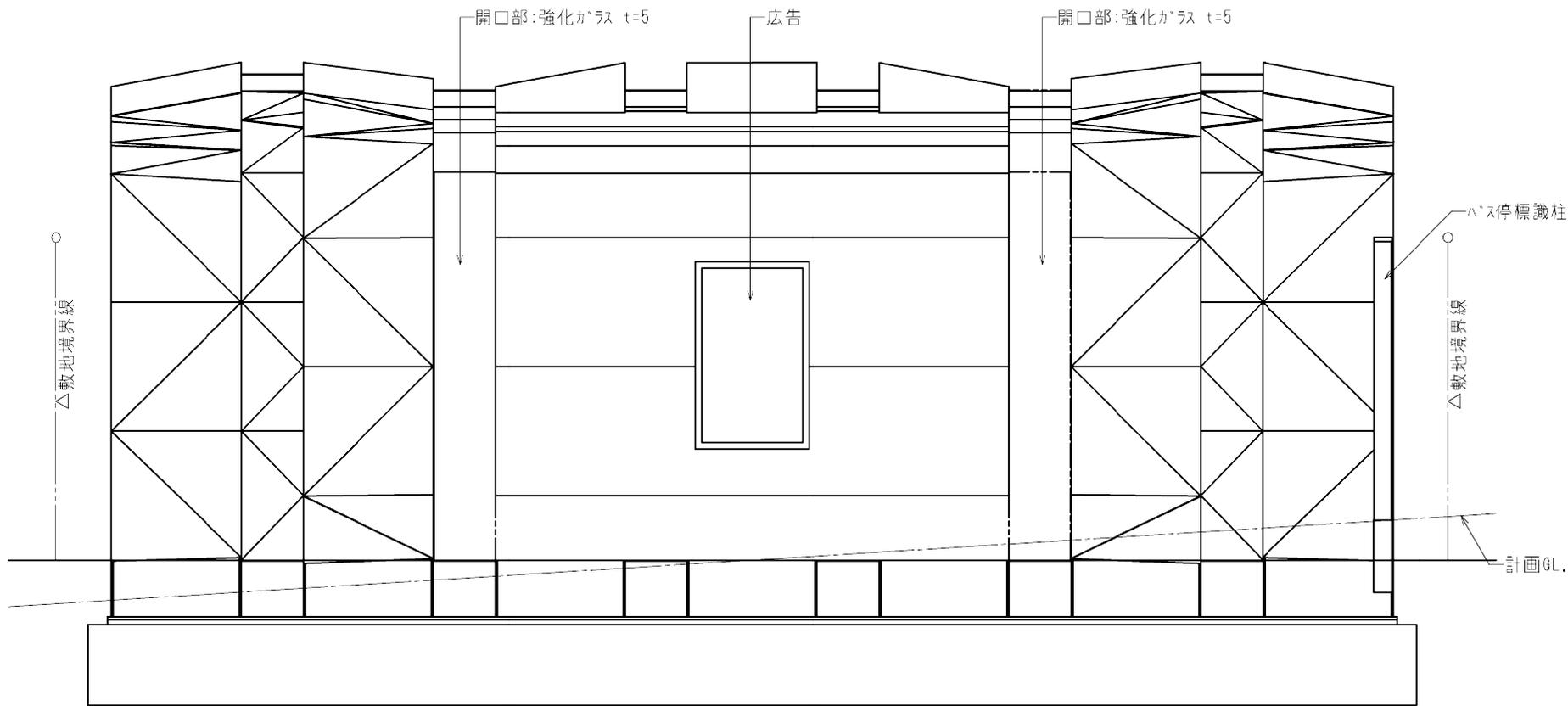
工事名称		YRPセンターバス待合所上屋建替え工事
敷地概要	地名地番	神奈川県横須賀市光の丘3811-6の一部
	住居表示	神奈川県横須賀市光の丘3番地先
	都市計画区域	市街化区域
	防火地域	指定なし
	その他の地区・地域	法第22条区域、下水道処理区域、第2種高度地区、屋外広告規制地域（第2種許可地域）
		宅地造成工事規制区域、緑化協定区域、地区計画、協定区域
	敷地面積	21.75 m ² ※道路内仮想敷地
	用途地域	準工業地域
	規定容積率	200.00 %
	規定建ぺい率	60.00 %
建物概要	主要用途	路線バスの停留所の上家
	工事種別	新築
	構造種別	鉄骨造
	耐火建築物等	その他
	階数	地上 1階 地下 - 階
	建築面積	17.24 m ² 建ぺい率：79.26%
	延べ面積	9.24 m ² 容積率：42.48%
	最高の高さ	3.111 m
	最高の軒の高さ	3.111 m

工事場所

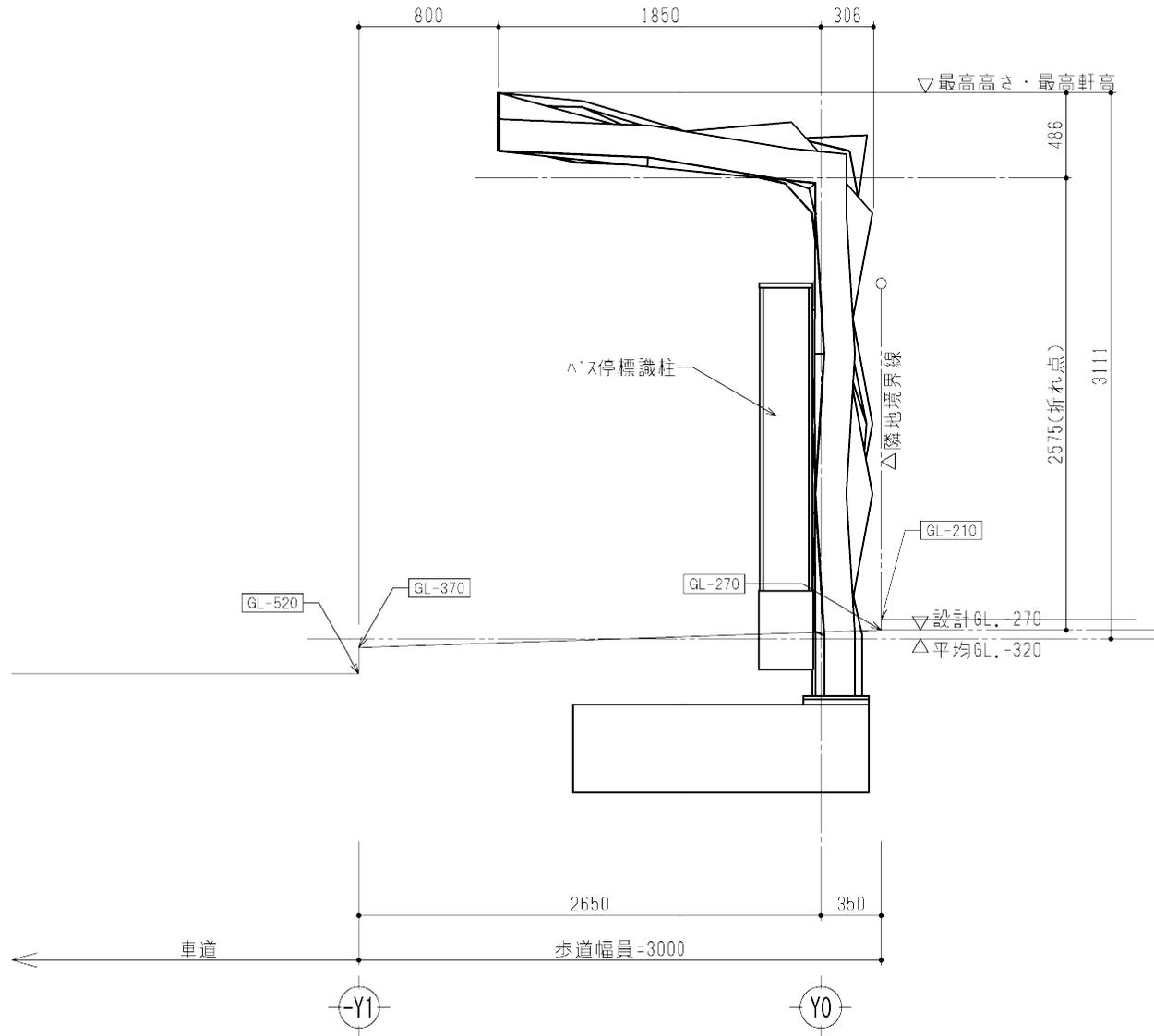




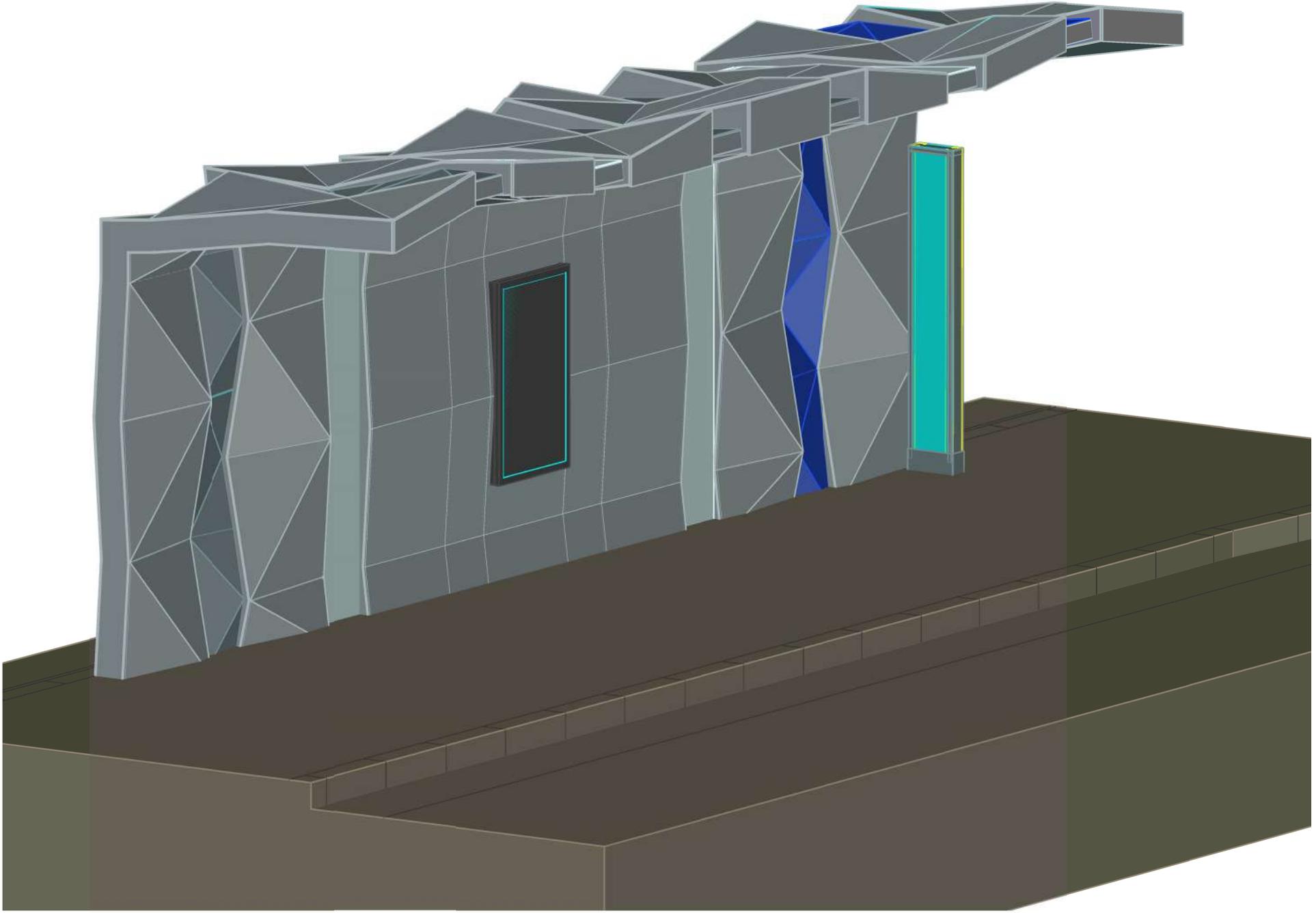
北側立面図 S=1:40



南側立面図 S=1:40



東側立面図 S=1:40



イメージ図

Bus station Kiosk (Wall mounted)

Basic

Model No:	DS49-Bus
Control	i5 (Model: 4G RAM+128G store)
Interface	VGA,HDMI, LVDS,USB

Parameter

LCD size	49"
Display area	1092x623mm
Resolution	1920x1080, FHD
Brightness	2500nit
Display color	16.7M
Brightness control	Brightness sensor
Viewing angle	89/89 degree
Response time	8ms
Backlit life time	>50000 hours

Electrical

Timer	Time setting, auto/manual swithc on/off
Safety	leakage,overload, overvoltage, lightning and over heat protection,

Cooling system

Filter	Dust and humidity proof
Fan	DC high speed fan
Temp control	Intellegent heat control system

Working Envir t

Working temp/humi	-40°C to +55°C/10% to 95%
-------------------	---------------------------

Power consumption

Input	300W Max. AC 110 /220V 50/60Hz
-------	-----------------------------------

So

Play software	Optional
---------------	----------

Machanical

Certification	CCC,CE, IP65, etc.
---------------	--------------------

Weight

Material	TBA
Dimension	SGCC with outdoor powder coating, AR tempered glass

Packing size	1270x820x200mm
--------------	----------------

IP rate	TBA
---------	-----

Packing material	IP55
------------------	------

Installation type	Wooden box
-------------------	------------

Accessory	Wall mounted, hanging
-----------	-----------------------

Packign list	Remoter, screw, eyebolt, HDMI cable etc.
--------------	--

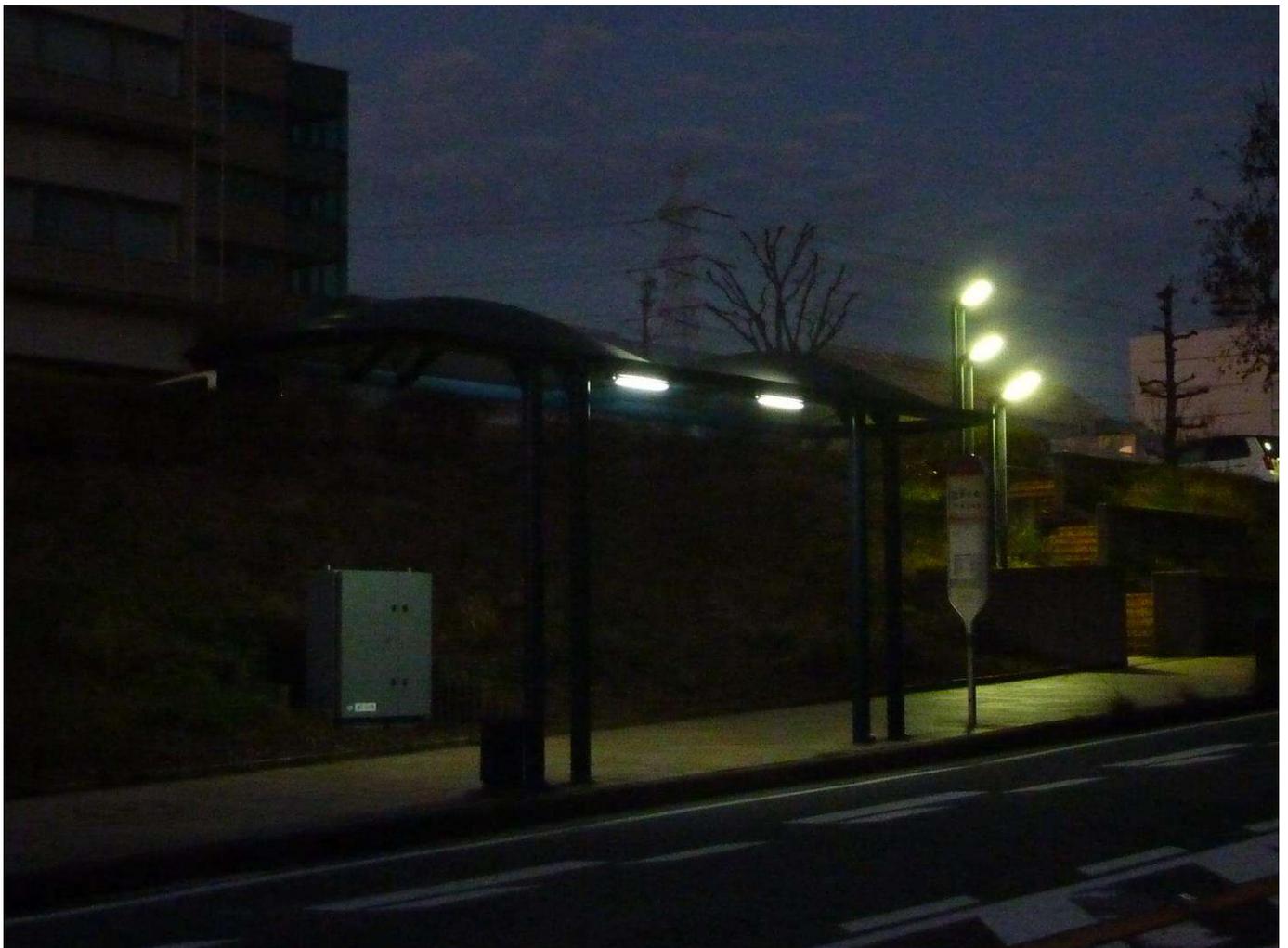
Optional item

Optional item	Camera, touch screen, NFC, RFID, Wifi etc.
---------------	--

Reference picture







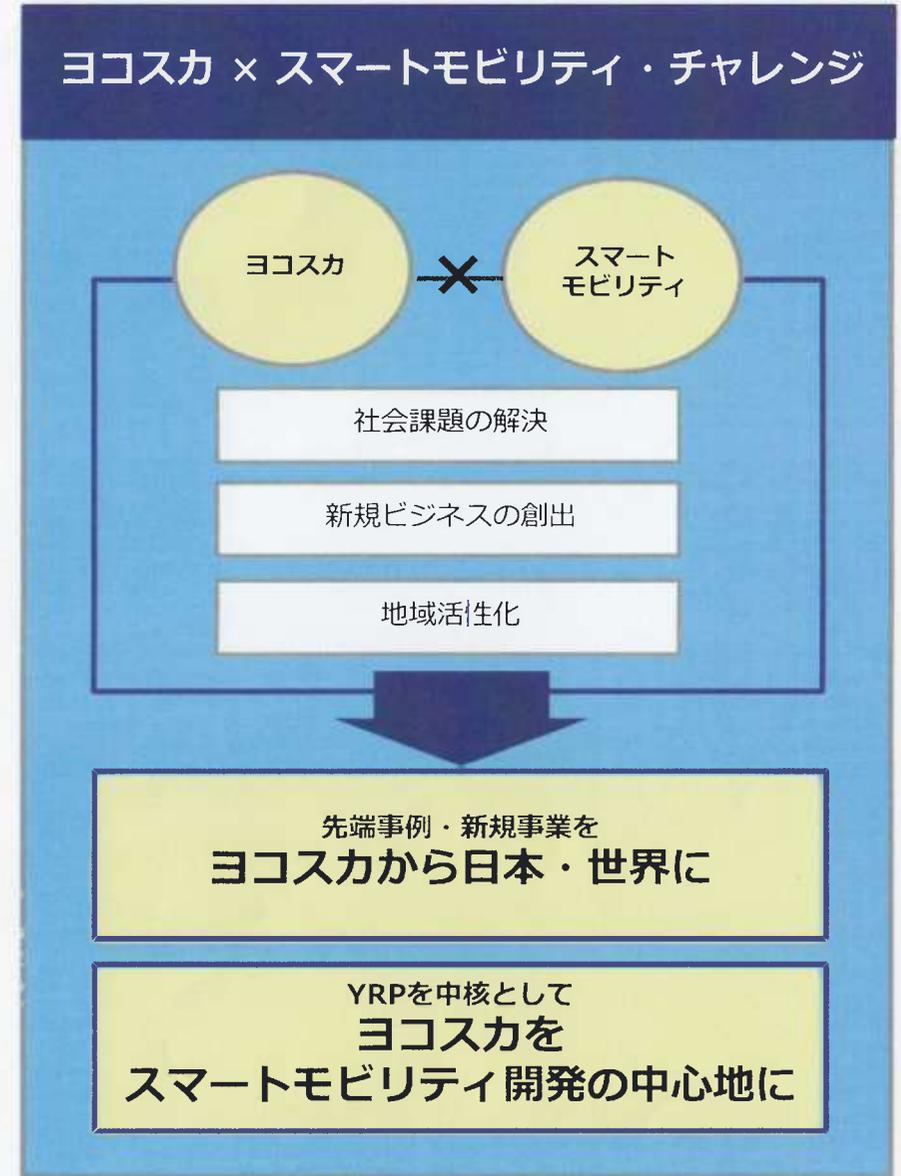
企画主旨

全10種の静止画で構成

広告ではなく、市やYRPの取り組みを紹介する静止画を、
1種あたり30秒程度で切り替えて、表示する予定です。



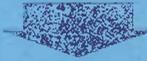
①



②

ヨコスカ × スマートモビリティ・チャレンジ

社会課題の解決



ビジョン

誰もひとりにさせないまち

高齢者のスマートな生活



移動支援ロボット

外出が苦にならない



電動カート巡回運行

険しい環境でも
ひとりにさせない



ドローン物流

公共交通のスマートな維持



自動運転バス

誰もひとりに
させないまち



離れていても
親密なコミュニケーション
遠隔コミュニケーション

③

ヨコスカ × スマートモビリティ・チャレンジ

新規ビジネスの創出



ビジョン

新たな価値をつくるまち

マイカーに頼らない
様々な移動手段



カーシェアリング

交通事故ゼロの社会



歩行者向け安全
情報通知アプリ

環境に優しい社会



電気自動車
(EV)

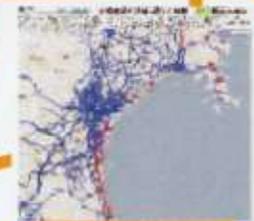
コンパクトなまちにフィット



シティモビリティ

新たな価値を
つくるまち

災害に強い社会

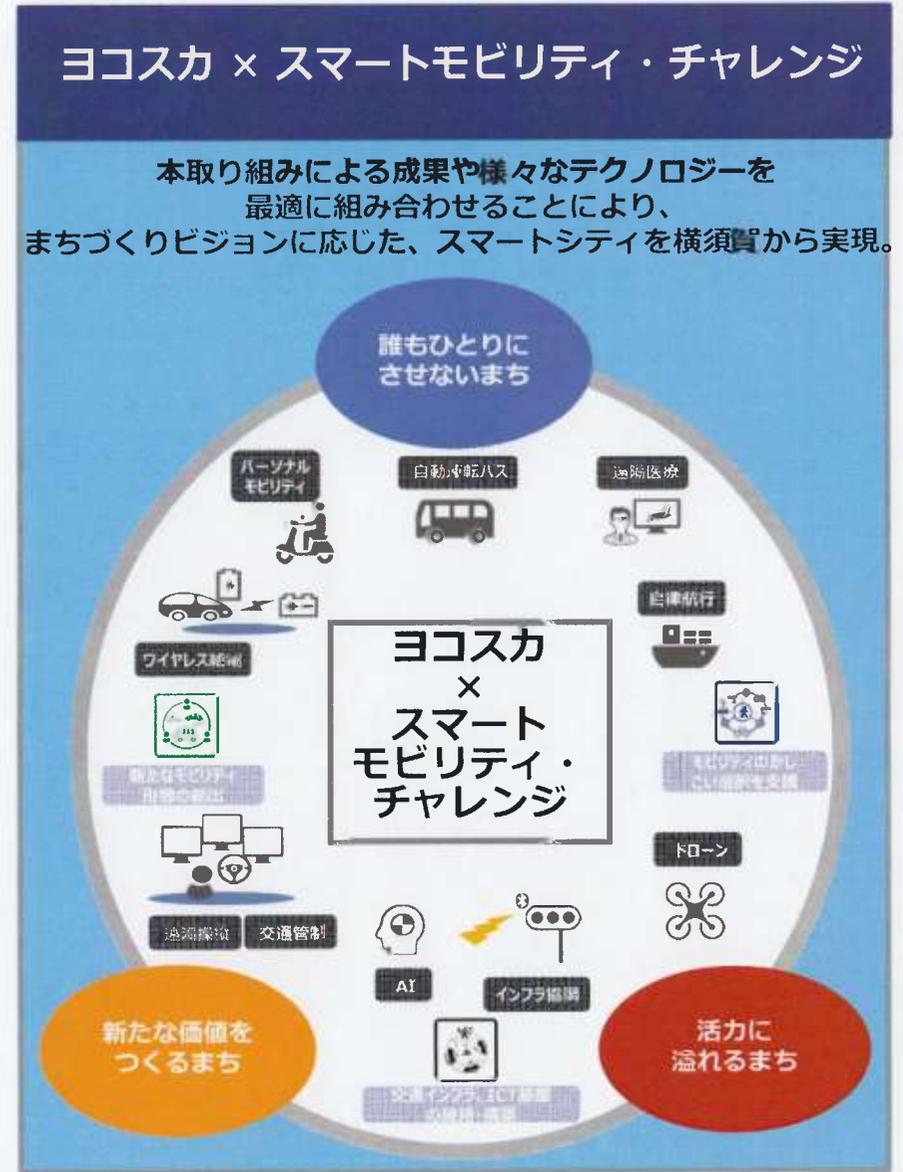


災害発生時の
通れるみちマップ

④



⑤



⑥

世界をリードする技術が集結 最先端の研究都市

YRP

横須賀リサーチパーク



YRPは、日本有数の企業の研究拠点です。























※主な進出企業

⑦

YRPの歴史は20年

数々の先端技術の開発に貢献しています

YRP（横須賀リサーチパーク）主な沿革

- 1997年 横須賀リサーチパーク開業
- 2000年 APT次世代移動体通信技術研修を開始
- 2002年 YRPユビキタス・ネットワーキング研究所開業
- 2003年 YRP研究開発推進協会が、第2回産学官連携推進会議にて総務大臣賞受賞
「インテリジェント自治体2003年世界トップ7」に選出
- 2005年 YRPユビキタス・ネットワーキング研究所 坂村健所長が、第3回産学官連携会議にて内閣総理大臣賞受賞
- 2015年 YRPユビキタス・ネットワーキング研究所 坂村健所長が、国際電気通信連合ITU 150周年賞を受賞




これからも進化する、YRPの研究・開発。
未来社会への貢献へ向けてチャレンジは続きます。

⑧

YRPの現在 次世代通信技術 5Gの開発

第5世代移動通信システム（5G）は、
いま、規格の標準化が進められている次世代の通信技術。



4Gと比較すると5Gは100倍速い！

IoTの普及により あらゆるものがネットワークで繋がる

情報通信のネットワークを、家庭内の家電やスマートメーター、自動車にまで広げ、さまざまな情報を統合し、あるいは人工知能などを用いることで、交通管理や医療の格差解消、効率のよいエネルギー管理が行えるようになります。



スマートシティ
(街・家・インフラ)

ヘルスケア
(ウェアラブル・医療)

スマート工場
(製造業)

コネクテッドカー
(自動車 etc.)

ここYRPから世界へ・・・
5Gの開発が、新しい社会を切り拓きます

- バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて（平成20年3月25日付け国道利第26号）

最終改正：平成26年4月10日国道利第2号

「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第22号。以下「22号通達」という。）別紙の2（3）に基づき、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いを別紙1及び2のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

- 1 本通知については、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る従前の取扱いに変更を加える趣旨ではなく、22号通達の発出に伴う表現上の整合性の観点からの形式的な修正を加えるものである。
- 2 本通知は、平成20年4月1日から施行する。ただし、施行の日前の許可に係る占用については、なお従前の例によることができる。
なお、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成19年8月13日付け国道利第9号）は、平成20年4月1日付けで廃止する。

別紙 1

バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて

1 広告料の充当対象

広告料の充当対象は、バス利用者たる市民の日常生活における利便性の向上、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の観点から、道路管理者が管理するバス停留所に設置される上屋（以下「道路附属物上屋」という。）、ベンチの整備又は維持管理若しくはバス事業者（地域においてバス事業者に代わり上屋の整備等を行うこととされている団体がある場合には、当該団体を含む。以下同じ。）が道路管理者から占用許可を得て行う次に掲げる工作物又は物件の整備又は維持管理とする。

- ① バス停留所に設置される上屋（以下単に「占用物件上屋」という。）
- ② ①に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム、ベンチなどバス利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「ロケーションシステム等」という。）

2 広告物の形態

対象とする広告物は、道路附属物上屋又は占用物件上屋（以下単に「上屋」という。）に添加される広告板（以下「添加広告板」という。）とする。

3 広告物の占用主体

添加広告板については、添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者（以下「広告事業者」という。）が、新規の占用許可申請を行う。この場合の広告事業者には、バス事業者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における当該バス事業者も含まれる。

なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについても、その広告板としての効用にかんがみ、これを添加広告板として取り扱うものとする。

4 添加広告板の設置場所、構造等

原則として、添加広告板の設置場所、構造等については、次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、6（1）の連絡協議会において、道路の構造、交通、景観その他の地域の状況に応じて、これと異なる基準を設けることとした場合には、この限りでない。

- （1） 添加広告板の設置場所は、上屋の壁面（添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は、壁面に相当する位置を含む。以下4において同じ。）のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外とすること。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。
- （2） 添加広告板を設置した後の歩道等の有効幅員を確保できない等により、（1）によることが適当でない場合には、開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保するとともに、（3）による安全策が十分に講じられると

きには、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面について、添加広告板の設置を認めることができる。

- (3) 添加広告板により生ずる死角からの車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分に講じられるものであること。

特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保しておくこと。ただし、防護柵の設置その他の手段により安全策が十分に講じられる場合には、この限りでない。

- (4) 添加広告板を用いて掲示される広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。

- (5) 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。

- (6) 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

- (7) 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。

- (8) 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものであること。

なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、照明式とすることができる。

- (9) 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

- (10) 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内であること。なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。

- (11) 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であること。ただし、3面以上の掲示面を設けても、車両または歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対し訴求するものとならないことが明らかであると認められる場合には、この限りでない。

5 占用の許可の条件

添加広告板の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

- (1) 上屋及び添加広告板の設置、維持管理及び運用等に係る当事者間の契約のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは事故時における連絡通報関係の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。
- (2) 添加広告板を用いて掲示する広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。
 - (ア) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - (イ) 広告物は、反射材料式でないこと。
 - (ウ) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
 - (エ) 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

6 上屋等整備・管理計画の提出について

- (1) 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所、構造並びに広告料収入の充当先（広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造、設置時期等）等を定めた全体的な計画（以下「上屋等整備・管理計画」という。）をバス事業者又は広告事業者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、バス事業者又は広告事業者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図ること。
- (2) 当該計画を変更しようとする場合の手続きは、(1)の手続に準じて取扱うこととする。ただし、連絡協議会において当該計画の変更時の取扱いを定めている場合にはこの限りでない。
- (3) 上屋等整備・管理計画を提出している場合には、バス事業者及び広告事業者は、当該計画に沿って占用許可申請を行うものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) 道路附属物上屋に添加広告板を設置する場合の留意事項
 - (ア) 添加広告板を設置することを主たる目的として道路附属物上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではないこと。
 - (イ) 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得た収入が、道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に要する費用に充当されること。なお、道路管理者以外の者が行う道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に当たっては、道路法第24条に規定する手続きが必要となる場合があること。
 - (ウ) 道路附属物上屋の整備又は維持管理及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じた時は、道路附属物上屋を設置する事業者及び添加広告板の設置又は管理を行う事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における事業者と道路管理者と

の間の連絡通報関係及び事業者における責任の所在が明確であること。

(エ) 道路管理者が道路附属物上屋の移設、撤去等を行う場合には、当該上屋に設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

(オ) 道路管理者は、道路附属物上屋に添加広告板の設置を認めようとする場合には、事前に時間的余裕を持って、当該地域を管轄する警察署長に対し、バス路線全体における添加広告板の広告事業者、表示内容、設置箇所等を記載した詳細な添加広告板の設置計画について協議を行うこと（広告物のみを道路附属物上屋に添加する場合を含む。）。

なお、当該協議において、警察署長から交通安全上の意見があったときには、道路附属物上屋の改善、占用許可の条件を附すなど、必要な措置を行うこと。

(2) 占用物件上屋に添加広告板を設置する場合の留意事項

(ア) 添加広告板を設置することを主たる目的として占用物件上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて占用物件上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

(イ) 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、占用物件上屋の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りでない。

(ウ) 占用物件上屋の占用主体と添加広告板の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

① 占用物件上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、バス事業者が有すること。

② 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、占用物件上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。

③ 占用物件上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占用者であるバス事業者又は広告事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各事業者における責任の所在が明確であること。

④ 道路管理者が占用物件上屋の占用主体たるバス事業者に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

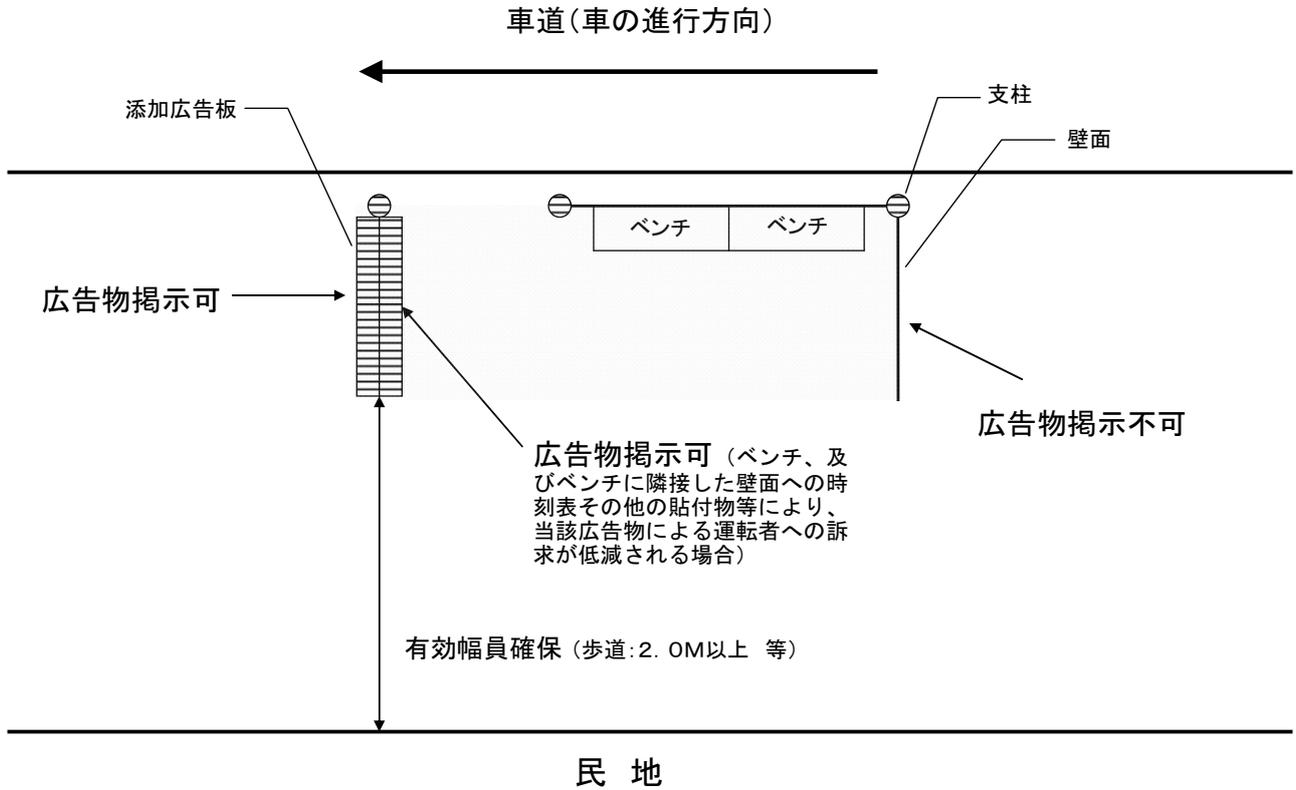
⑤ 占用物件上屋の占用を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加広告板も占用を廃止すること。

- ⑥ 添加広告板の占用を廃止する場合における、占用物件上屋の存置の可否及び権利関係について、バス事業者と広告事業者との協議等により適切な取扱いが定められること。

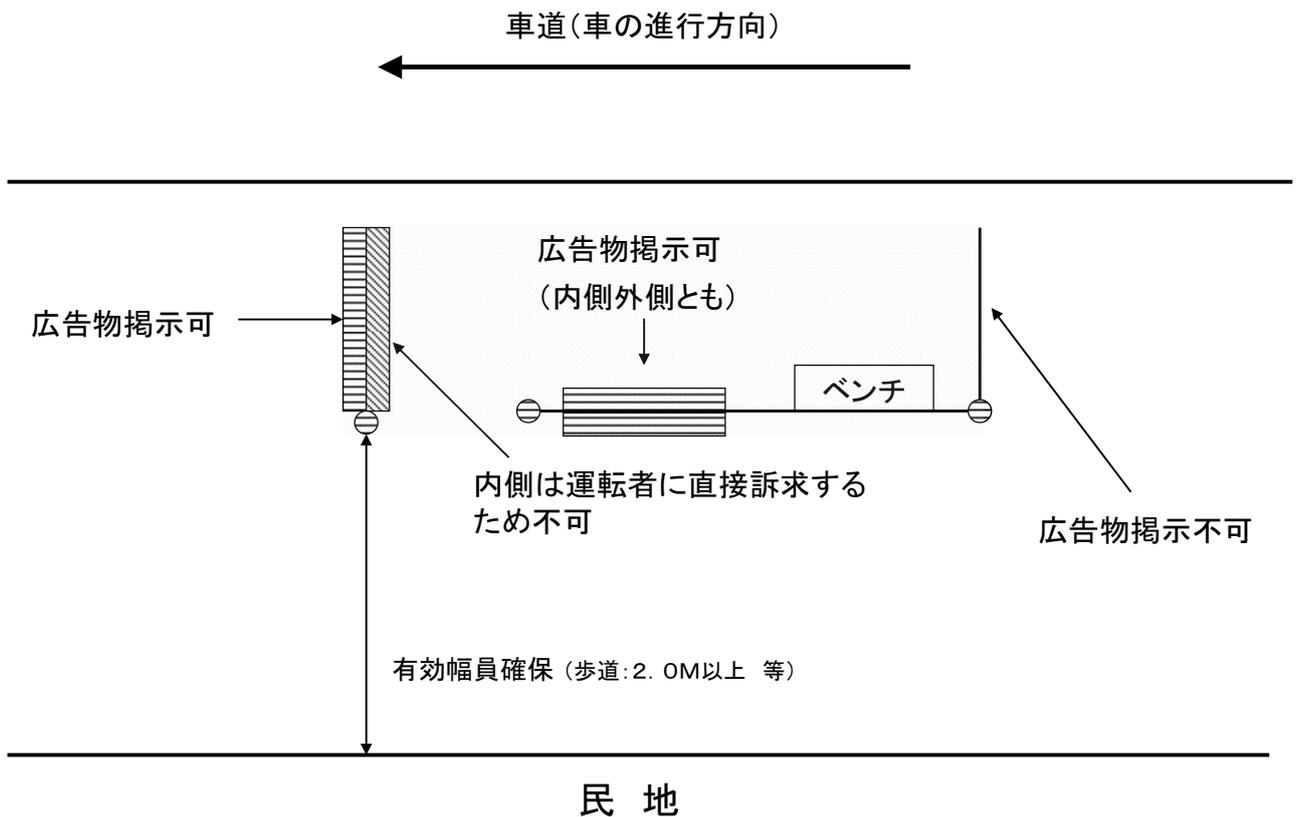
8 その他

- (1) 添加広告板の具体的な設置形態及び広告物の表示方向等については、別紙2を参考とすること。
- (2) 本取扱いの実施状況を把握するため、6(1)の連絡協議会において、本通知と異なる基準を設けることとした場合には、当分の間、本省道路局路政課へ通知願いたい。
- (3) 添加広告板の占用料は、広告事業者から徴収するが、その取扱いに当たり、一の添加広告板の表裏2面に広告物を表示しているものの占用料については、「占用料徴収事務の取扱いについて」(平成8年1月26日建設省道政発第3号、第3号の2、第3号の3)記1(6)を適用する。

設置例1

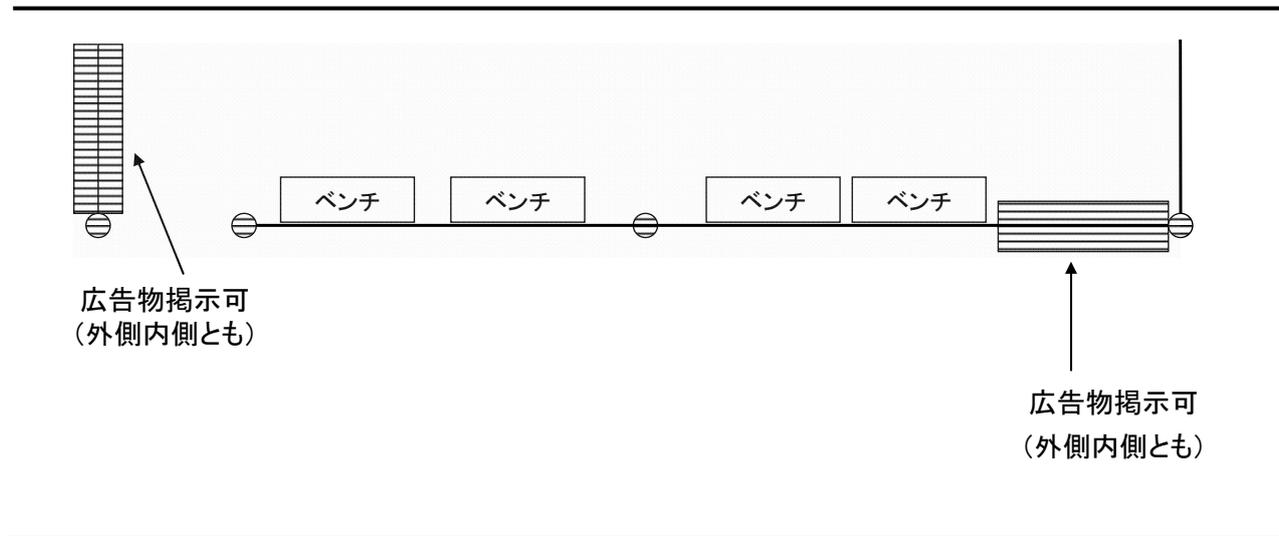


設置例2



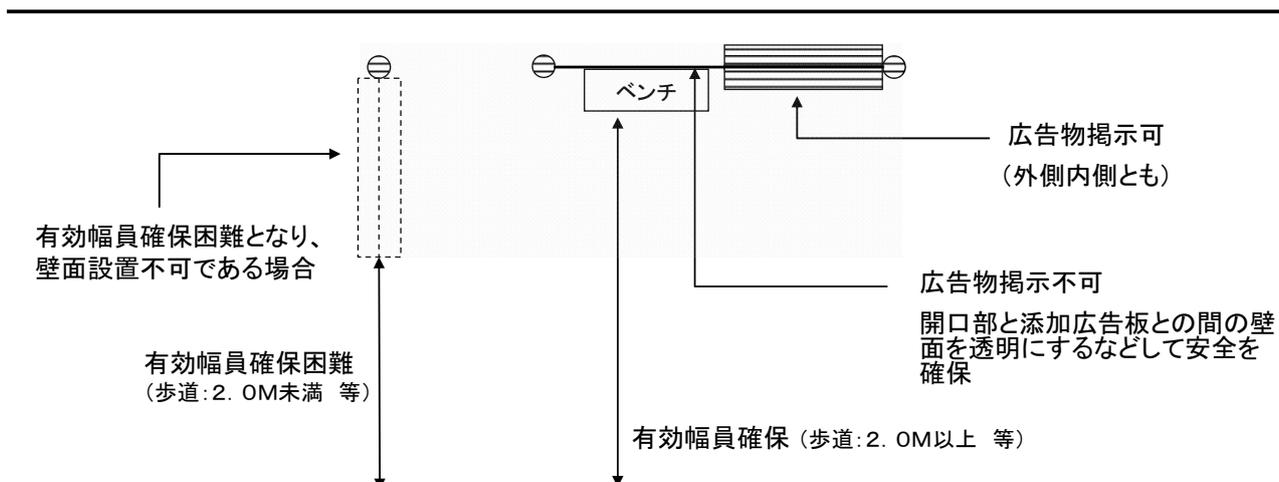
設置例3 (バスターミナルの場合)

車道(バスの進行方向)



設置例4 (有効幅員が確保できない場合の特例)

車道(車の進行方向)



民地

【参考】 条例、規則抜粋

横須賀市屋外広告物条例

(基準の設定)

第9条 広告物等を表示し、又は設置する場合は、当該広告物等の位置、形状、規模、色調等(以下「広告物等の位置等」という。)は、別表第2に掲げる地域の種別に従い、別表第3に定める基準によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が第31条の規定により指定した広告景観形成地区にあっては、広告物等の位置等は、第32条第1項に規定する当該地区広告景観整備計画によらなければならない。

別表第2(第9条第1項、第10条第3項関係)

区分	地域の種別	該当地域等
許可地域	第2種許可地域	1 都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、第2種住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 道路法第3条に規定する一般国道及び県道の両側30メートル以内にある都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域

別表第3(第9条第1項、第10条第2項及び第3項関係)

広告物等の種類	地域の種別	基準
建築物を直接表示し、又は設置するもの	第2種許可地域	1 高さは、地上から10メートル以下とし、かつ、建築物の壁面の3階窓下以下とすること。ただし、建築面積が20平方メートル以下で高さが10メートルを超える建築物以外に表示する広告幕(昇降装置のあるものに限る。)及びビル名称等については、この限りでない。 2 一建築物の一壁面についての表示面積は、30平方メートル又は地上から高さ10メートルの当該壁面積の4分の1以下のいずれか大きい方の面積以内とすること。 3 壁面の端からはみ出さないこと。 4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。 5 電光表示装置については次の基準によること。 (1) 道路上には突出しないこと。 (2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は5平方メートル以内とする。 (3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は10平方メートル以内とする。 (4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置する場合は、その表示面積は15平方メートル以内とする。 (5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。 (6) 一建築物の一壁面についての表示面積は、15平方メートル以内とする。

<p>広告塔及び広告板に類するもの</p>	<p>第1種禁止地域、第2種禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域</p>	<p>1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上2.5メートル以上、その面積は0.5平方メートル（つり下げ旗にあっては2平方メートル）以内とし、同一商店街においては、位置、形状及び規模を統一すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 アーチは、その下端は地上4.5メートル以上とし、特定の商品名は、表示しないこと。</p> <p>3 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと（雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。）。なお、これに設置する屋外広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主綱に緊結すること。</p> <p>4 立看板及びのぼり旗は、地上3.6メートル以下、面積5平方メートル以内とすること。</p> <p>5 案内板は、地上2メートル以下とし、広告塔に類するものにあつては、幅0.3メートル以下、広告板に類するものにあつては、縦0.5メートル以下、横1メートル以下とすること。ただし、同一場所に2以上のものを設置する場合は、総合案内板とし、一のものについて表示する面積は、縦(横)0.3メートル以下、横(縦)1.5メートル以下とすること。</p> <p>6 置き看板は、地上2メートル以下、表示面積（2面以上ある場合は最大断面積をいう。）5平方メートル以内とすること。</p> <p>7 バス停留所の上屋に添加される広告板は、表示面積を1面につき2平方メートル以内とすること。</p>
-----------------------	---	---

(適用除外の特例)

第11条 市長は、広告物等が良好な景観の形成に資すると認めるときは、これらに対して第7条及び第9条の規定の適用を除外することができる。

2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により適用除外をしようとする場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

横須賀市屋外広告物条例施行規則

(適用除外の認定)

第4条 条例第11条第2項の規定による申請は、適用除外認定申請書（第5号様式）によらなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該広告物等の形状、寸法、構造、取付け位置及び色彩に関する仕様書及び図面

(2) 案内図

(3) 所有者又は管理者の承諾書、許可書等（当該広告物等を表示し、又は設置する場所が他人の所有又は管理に属する場合に限る。）

(4) 条例第28条第1項に規定する講習会修了者等の資格を有することを証する書類の写し（特定屋外広告物を表示し、又は設置する場合に限る。）

3 市長は、第1項の申請があつたときは、審議会上に諮問したうえで、速やかに当該認定の適否を決定し、書面により当該決定内容を当該申請者に通知するものとする。